

## 特定非営利活動促進法第47条第1号の要件

特定非営利活動促進法第45条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第44条第1項の認定を受けることができないに準じて、下記に該当する者は入会することが出来ない。

### 一 次のいずれかに該当する者

イ 認定特定非営利活動法人が第67条第1項若しくは第2項の規定により第44条第1項の認定を取り消された場合、又は仮認定特定非営利活動法人が第67条第3項において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により第58条第1項の仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者で、その取消しの日から5年を経過しない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ この法律若しくは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪、若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽り、その他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

### 二 上記以外の反社会的行動又は活動を行っている者（暴力団の構成員等）